● 多様性推進の考え方

(1)推進の目的

国籍や文化、年齢、障害、性別、性自認や性的指向等の違いにかかわらず、 誰一人取り残されることなく公平な環境で能力を発揮し、自分らしく暮らすこと ができる環境づくり

(2) 多様性を推進するための条例の考え方

区が多様性を推進するための指針となる条例を検討するにあたっては、男女 共同参画等、多文化共生、年齢・世代、障害の4視点を包含した条例とする必要 があると考えます。

視点毎にこれまでの取組経過や条例等による規定の整備状況が異なることから、既存の条例を改正して多様性を推進するための条例に位置付けるのではなく、新たに条例を制定する必要があると考えます。

●「基本理念」に関する考え方

(1) 「男女共同参画等」の視点

性別、性自認や性的指向の多様性を認め合い、人々が意欲に応じて、あらゆる 分野で活躍できる。

(2)「多文化共生」の視点

国籍や文化等の多様性を認め合い、人々が対等な関係を築きながら地域社会 の一員として生きられる。

(3)「年齢・世代」の視点

年齢や世代の多様性を認め合い、活力ある地域社会のため、人々が持つ様々な 経験や資質をともに発揮できる。

(4)「障害」の視点

障害のある人を暮らし難くする社会的バリアを取り除き、地域社会において、誰もが個性や能力を発揮できる。